

図説もりぐちの文化財 1

もりぐち歴史館 旧中西家住宅

本書は、『守口市指定有形文化財(建造物)旧中西家住宅保存・修復工事報告書』(平成18年)、および『中西家文化財目録』(平成19年)などに基づいて編集した。

もりぐち歴史館

旧中西家住宅

図説もりぐちの文化財 1

令和4年2月発行

編集: 守口市市民生活部

生涯学習・スポーツ振興課

発行: 守口市教育委員会

守口市京阪本通2丁目5-5

印刷: 喜光堂印刷株式会社



旧中西家住宅の由来

中西家は、近世初期に尾張徳川家と姻戚関係を持ったことなどから、のちに尾張藩大坂天満御屋敷奉行もつとめた名家である。

中西家が大窪(現大久保町)の地に居を構えたのは16世紀の中頃とされ、棟札には弘治元年(1555)に主屋が創建され、元和2年(1616)に再建、現在の建物は寛政5年(1793)の再々建て、大門は主屋再々建に先立つ安永5年(1776)に再建されたと記されている。

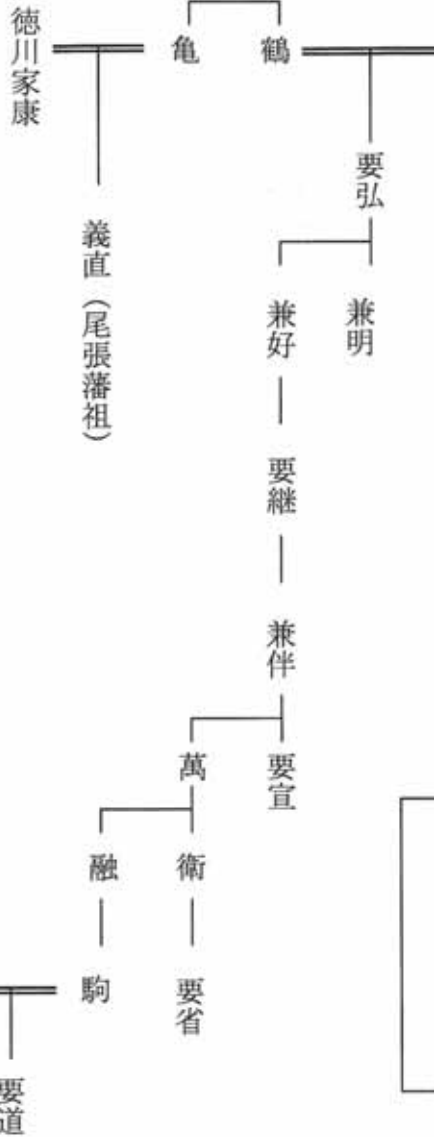
東に面して大門がひらき、角屋建の式台付玄関を設けた主屋が南に面して建ち、別建の書院座敷と部屋部が主屋につながって建っている。かつては周囲に濠をめぐらし、現在公園になっている北側部分も中西家の屋敷地であり、土蔵が建ち並んでいた。主屋の間取は庄屋層の建物と大きな違いはないものの、大戸口や式台付玄関などに武家屋敷としての構えを見せ、府下に残る唯一の在郷の武家屋敷として極めて貴重な建物である。



〒570-0012 守口市大久保町4丁目2-26 Tel:06-6903-3601
休館日: 毎週月曜日、火曜日および水曜日、12月29日～1月3日
開館時間: 午前10時～午後5時(入館は午後4時30分まで)

中西家系図

重久 — 要保



*本系図は「中西家累系譜」(中西要彦氏所蔵)・
中西家文書(守口市教育委員会所蔵)から橋本
孝成氏が作成した。

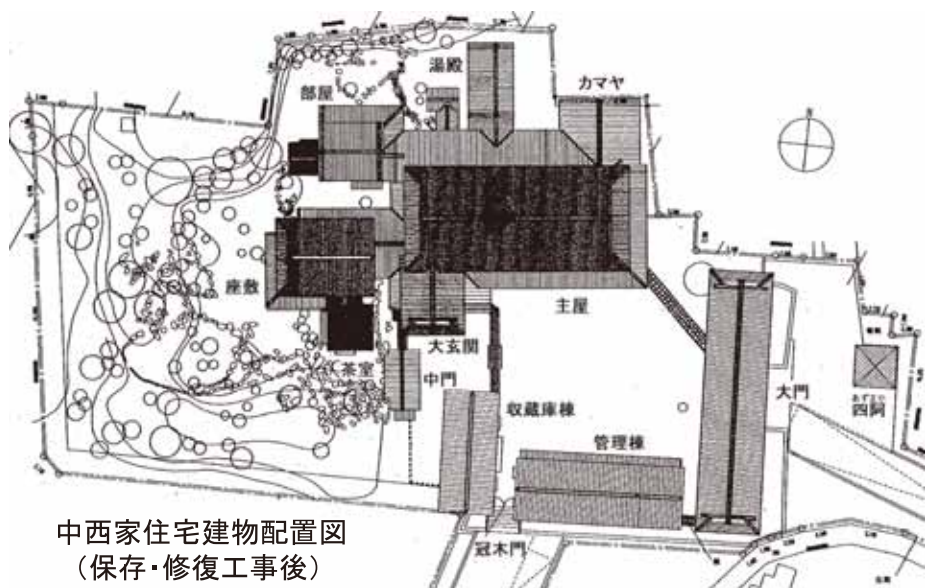


中西家系図(『旧中西家住宅保存・修復工事報告書』より作成)

中西家住宅の建物と間取り



中西家俯瞰絵(中西家文書)



中西家住宅建物配置図
(保存・修復工事後)

東側に大門があり、大門を入ったところは石敷き中庭が広がる。北側に東西棟の主屋があり、主屋に角屋建の式台付大玄関を設ける。西側には別棟の書院座敷・茶室、部屋部をつけている。現収蔵庫棟は元土蔵の場所であり、石積基礎の上に建てられていて、土蔵風の建物である。



(上)中西家住宅 大門 (下)中西家住宅 主屋



(上)中西家住宅 式台付大玄関 (下)中西家住宅 土間の大梁



(上)中西家住宅 座敷・庭園 (下)中西家住宅 茶室・庭園

中西家住宅主屋全体図 (上が北)

中西家住宅 土間~カマヤ



中西家住宅 広敷・口の間・台所



中西家住宅 座敷



南立面図



東立面図

中西家住宅 立面図

中西家住宅 茶室



敷地面積	3,246.51㎡
建築面積	694.74㎡
延床面積	779.21㎡
(主屋)	574.16㎡
(大門)	89.11㎡
(收藏庫棟)	54.18㎡
(管理棟)	56.00㎡
(四阿)	5.76㎡

中西家住宅の棟札

弘治元年乙卯八月十一日
中西右衛門尉源重久草創

棟行四間 南玄関 部屋坐敷
軒行十一間 棟行二間半
軒高一丈八尺 軒行三間 軒行三間
北一一間 廊院坐敷
南六尺之出桁 棟行三間
桁行五間 大工棟梁 田中五兵衛

元和二年丙辰八月十有五日
中西孫右衛門源要保再建

棟行四間 南玄関 部屋
軒行十六間 棟行二間半
軒高一丈二尺 軒行三間 軒行三間
北一一間之庇 外湯殿廻結所小建物三ヶ所
大工棟梁 北村市兵衛

弘治元年乙卯八月十一日
中西右衛門尉源重久草創

元和二年丙辰八月十有五日
中西孫右衛門源要保再建

河内國茨田郡大窪郷中西本家居屋鋪第三建

棟行四間 北玄関 南玄関并小玄関 別座敷
軒行九間半 棟行二間半 棟行二間半
軒高一丈五尺 軒行三間 軒行三間
北一一間之庇 軒高一丈二尺 軒高一丈二尺
二六尺一一間之庇 二六尺一丈二尺
軒高一丈二尺

天角部屋鋪奉行
男 田中忠孝 郎左衛門 (右押)
男 中西九一 郎左衛門 (右押)
大工棟梁 大西市兵衛重正
男 大窪常右衛門源邦

河内國茨田郡大窪郷中西本家居屋鋪第三建

棟行四間 南玄関 部屋
軒行二間半 棟行二間 棟行二間半
軒行二間半 軒行二間半 軒行二間半
二六尺一一間之庇 二六尺一丈二尺
軒高一丈二尺

河内國茨田郡大窪郷中西本家居屋鋪第三建

棟行四間 南玄関 部屋
軒行二間半 棟行二間 棟行二間半
軒行二間半 軒行二間半 軒行二間半
二六尺一一間之庇 二六尺一丈二尺
軒高一丈二尺

河内國茨田郡大窪郷中西本家居屋鋪第三建

棟行四間 北玄関 南玄関并小玄関 別座敷
軒行九間半 棟行二間半 棟行二間半
軒高一丈五尺 軒行三間 軒行三間
北一一間之庇 軒高一丈二尺 軒高一丈二尺
二六尺一一間之庇 二六尺一丈二尺
軒高一丈二尺

天角部屋鋪奉行
男 田中忠孝 郎左衛門 (右押)
男 中西九一 郎左衛門 (右押)
大工棟梁 大西市兵衛重正
男 大窪常右衛門源邦

河内國茨田郡大窪郷中西本家居屋鋪第三建

棟行四間 南玄関 部屋
軒行二間半 棟行二間 棟行二間半
軒行二間半 軒行二間半 軒行二間半
二六尺一一間之庇 二六尺一丈二尺
軒高一丈二尺

(裏)

寛政五年(1793年)

(表)

中西家住宅 主屋棟札(長:110.6cm 幅:21.0cm)
『旧中西家住宅保存・修復工事報告書』より作成)

寛政五年(1793)の主屋第三建の際の棟札。頭部の形状は平頭形。表面は「河内国茨田郡大窪郷中西本家居屋鋪第三建」で始まり、建物規模の詳細を記し、「寛政五年癸丑八月十七日上棟 前大阪天満尾州御屋鋪奉行 中西與一右衛

大工助方

勢州松成 伊助
勢州山田 文藏
越前敦賀 新一郎
同 菅二部
同 半助
同 河州右衛門
同 藤三右衛門

葛州藤島 御兵衛
加藤金沢 善助
勢州三木 惣兵衛
同 大原尾州御原藤島
同 河州名古屋 源吉
同 河州 藤藏
同 河州 萬兵衛
同 長井住 金藏

河州佐太 市部兵衛
同 政兵衛
同 茂八
同 河州新田 清七
同 河州野馬江 定七
同 河州萬里 小兵衛
同 河州石塚 定七
同 河州 平藏
同 獨太郎

河州北境 四郎右衛門
河州三馬 善八
河州三馬 善八
河州三馬 善八
河州大科 藤兵衛
河州十番 重助
河州寺池 七左衛門
河州一帯 虎五
河州萬里 清吉

大工助方
河州東原 平兵衛
河州北条 八兵衛
同 原兵衛
同 河州市 源右衛門
同 河州市 惣左衛門
同 勢州山田 御吉
同 河州下比 重助
同 河州守口 直右衛門

(裏)



上棟札

作事方支配人
柏岡正藏
杉原政右衛門

大工方大棟梁
大西市兵衛

石井 根田源出
榎皮餅 根田九右衛門
左官方 榎皮屋久兵衛
同 河内藤島六
同 河州 藤藏
同 藤藏小右衛門
石工 河州佐太
木挽師 石塚伊兵衛
同 河州寺口 藤藏源右衛門

大原天照
河土 藤兵衛
手佛師 河 五久右衛門
材木屋 大坂清徳
石屋 多田屋源兵衛
同 河州市 源兵衛
同 河州下木田 藤藏源右衛門
同 河州寺口 藤藏源右衛門
同 河州 藤藏源右衛門
同 河州 藤藏源右衛門

(表)

中西家住宅 主屋棟札納箱上蓋(長:113.1cm 幅:22.9cm)
(『旧中西家住宅保存・修復工事報告書』より作成)

門源萬作之(花押)」とある。裏面には、弘治元年(1555)に中西右衛門尉源重久が創建したこと、元和二年(1616)に中西孫右衛門源要保が再建したことを記す。棟札裏面に記された創建・再建の建物規模からみて、創建以降、同様の規模や構成が第三建まで維持されてきたことがわかる。

河内国茨田郡大久保郷東郡中西家門長屋不記舊經營製作之年月門柱只有守護札書元和寛永之歲月回為元和寛永年間所置尙無疑矣蓋歷世連二生令計凡百六十餘年雖茅露破長葺輪瀆不忍見捨爾我亡父君及亡兄君共謀改作之事終不成弟與幸泰屋敷部尾張通御台回繼見遺命以改作門長屋并石垣等亦唯橫板門扇之式做前製其子二孫二永以保之

安永丙申之冬十月 河内 源萬錄

(裏)

河内國茨田郡大久保郷東郡中西家門長屋不記舊經營製作之年月門柱只有守護札書元和寛永之歲月回為元和寛永年間所置尙無疑矣蓋歷世連二生令計凡百六十餘年雖茅露破長葺輪瀆不忍見捨爾我亡父君及亡兄君共謀改作之事終不成弟與幸泰屋敷部尾張通御台回繼見遺命以改作門長屋并石垣等亦唯橫板門扇之式做前製其子二孫二永以保之

此門柱上之棟札也
 安永五年丙申冬十月二十六日上棟
 大阪天満尾州御屋鋪奉行
 中西與一右衛門源萬作之(花押)

支配人東村 砂原吉左衛門
 尾州一丹羽卓藏
 黒原村
 大工棟梁 大西市兵衛
 墨州富田
 瓦師 瓦屋久右衛門
 大阪長驅
 石工 岡田屋治兵衛

棟行十一間
 棟行二間
 門二間半
 柱一丈三尺

安永五年丙申冬十月二十六日上棟
 大阪天満尾州御屋鋪奉行
 中西與一右衛門源萬作之(花押)

(表)

安永五年(1776)

中西家住宅 大門棟札(長:55.8cm 幅:15.0cm)
 (『旧中西家住宅保存・修復工事報告書』より作成)

上は安永五年(1776)再建の大門の棟札で、保存・修復工事の際に発見されたものである。この大門棟札は納箱に入っており、納箱上蓋の表には「上棟表」と書かれていた。寛政5年(1793)の主屋の第三建に先立ち、中西萬が再建したものである。棟札の頭部形状はごくゆるい尖頭である。棟札表には建物規模を記したのち、「安永五年丙申冬十月二十六日上棟 大阪天満尾州御屋鋪奉行 中西與一右衛門源萬作之(花押)」とあり、さらに下段に支配人や大工棟梁の名がある。棟札裏には大門再建に至った経緯を記す。



中西家住宅 主屋大棟
 鬼瓦紀年銘拓影

于時寛政五年
 癸丑中秋吉日



葵紋長持



家紋入鞍



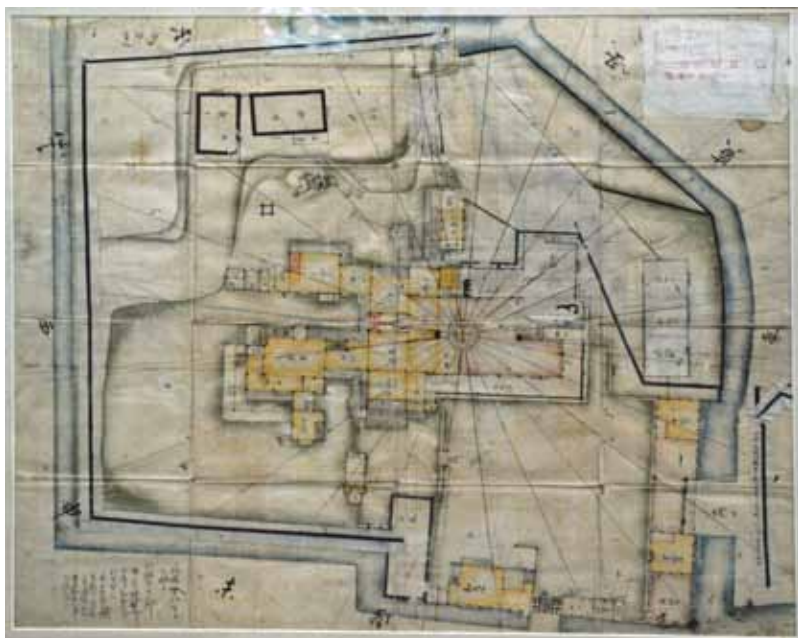
小田原提灯



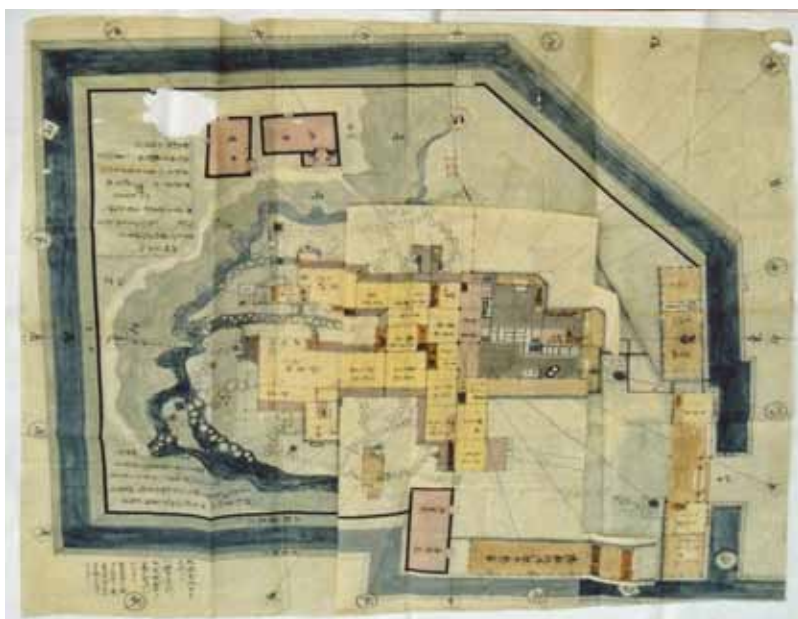
家紋入京提灯



中西家文書 砲術の書



中西家住宅家相図B 寛政五年(1793)以降まもなく



中西家住宅家相図A 嘉永三年(1850)

中西家住宅の家相図

中西家には十点ほどの家相図が残されている。このうち、主要な4点(A～D)が守口市指定有形文化財に指定されている。古いものから順に示す。

家相図B:最も時期の遡るもので、寛政五年(1793)の主屋第三建ののち、あまり時をおかず製作されたものとみられる。一部に貼紙があり、土間(家相図では「庭」)の背後にあった竈屋のカマドを主屋内に移したことがわかる(図版は家相図Bの貼紙上)。竈屋の撤去に伴う改築や部分的な改築を除くと、家相図Bに描かれた主屋の規模・構造は、現主屋の規模・構造とよく一致している。

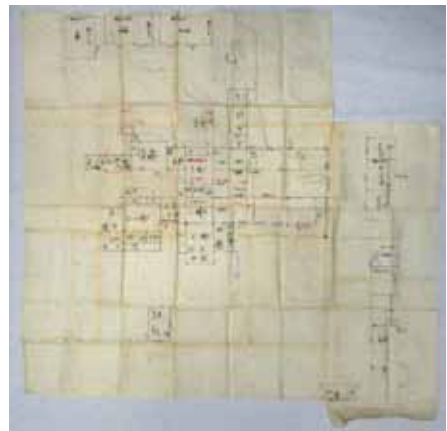
家相図C:屋敷地南側に配された勘定場の位置、西北の土蔵の数、白屋が大門に建て継がれるなどの点で家相図Bと異なる。主屋の土間背面側通りが、家相図Bより半間外に広げられている点が現状の規模と一致している。

家相図A:中西家に伝わっていた古絵図を嘉永三年(1850)に山村主水が描き写したもので、それを山上吉右衛門に見せて家相判断させ、家相上昇のため描かれた改築案が貼紙されている。山村家には中西家から娘が縁付いており、嫁の実家の家相を気にして行ったのであろう。正面玄関を東側に移動する点など、正面性を重視した構えをうかがわせる。

家相図D:近世の規模を基本的に引き継ぐ形式であり、主屋南側には建て継がれた茶室がうかがえる。主屋北東部に近世期の家相図に見られた角屋はなくなり、屋敷地南側に配されていた多くの付属屋などは撤去されたものと考えられる。おそらく近代に入ってから作成された図であろう。



中西家住宅家相図C 近世



中西家住宅家相図D 明治～大正期